参院選七月八日確定的 告示は6月12日

短かくなつた運動期間

△政治団体に一つしか所属出来ない▽

自動車に候補者名も

選擧法一部改正

国会の会期延長により参議院議員半数改選選挙は七月八日、告示は六月十二日と略々確定的となつたが、今回公職選挙法の一部改正が行われ、選挙運動などが今までと若干違つて来た。主な改正点を挙げると次のとおりである。

▼選挙期日

選挙期日の公示又は告示の期限が短縮された。（参議院議員の通常選挙は、いままで選挙の期日三十日前に公示したのが改正後は二十五日前に公示すればよいことになつた。）

▼候補者

①知事又は市長の職の退職を申し出た者は、そのために行われる選挙に立候補することができないことになつた。

②参院（全国区）の選挙の供託金が十万円から二十万円に引上げられた。

▼選挙運動

①何人も選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならないことになつた。

②演説会場において使用するポスター、立札チヨウチン及び看板の類を故意に回覧させてはいけない。

③選挙運動用自動車又は船舶に、選挙の種類、候補者の氏名、所属党派を記載した、いわゆるデコレーシヨンをつけることができることになつた。また、候補者がたすき、胸章及び腕章の類を着用することが認められた。

この場合、自動車又は船舶に取付けた文書、候補者が使用するたすき等には、掲示責任者の名前を書くことも必要でなく回覧することも許されるが、選挙運動に使用しなくなつたときは直ちに取り去らなければならない。

④個人演説会告知用ポスターの制度が廃止され、選挙運動用のポスターの枚数が増加された。

⑤選挙に関し報道及び評論を掲載する自由を有する新聞紙又は雑誌は、その選挙の公示又は告示前一年以来引続いて発行されていなければならないことになつた。

⑥乗車（船）用腕章を着用した者は、街頭演説の場合、更に街頭演説用腕章の着用は必要ないことになつた。従つて今後は街頭演説用腕章は十一箇しか交付されない。

▼政党、政治団体の選挙の際の政治活動

①確認を受けない政党政治団体は政策の普及宣伝及び演説の告知ばかりでなく、一切のポスターの掲示及びビラの頒布はできないことになつた。

確認を受けた政党、政治団体が使用するポスター又はビラの記載内容は選挙運動にわたらない限り制限がなくなつた。また政談演説会において頒布することができるビラはその開催している政党、政治団体だけに許されることになつた。

②政党、政治団体が確認を受けるために必要な所属候補者の数の算定は一の候補者は二以上の政党、政治団体の所属候補者として計算されることができないことになつた。

③確認を受けた政党、政治団体は自己の所属候補者のみでなく、他の政党政治団体の所属候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をもすることができることとされた。

以上のほか改正された点も数多いが、直接関係のない事項等は省略したので、疑義の点は選挙管理委員会に照会願いたい。

（市選挙管理委員会）

住宅29戸、学校増築續々竣工

だが、まだく足りない住宅

市営住宅新築工事は市内山谷地内元石川島重工跡地に着々進められているが、第一種は、木造瓦葺平家建、七戸、一戸当り十一坪、間取六畳二間のものを、新鉄工業新津出張所請負で、三月十三日着工五月三十日竣工の予定。

同第二種木造瓦葺平家建五棟（二戸建）一戸当り九坪五合は、新津建設請負で、三月十三日着工五月三十日竣工の予定。

特殊耐火構造共同住宅（市営アパート）は、鉄筋コンクリート及びブロツク併用六戸建二棟、一戸当り十二坪三三を、木下組と安達建設KKがそれぞれ一棟宛請負で、三月二十九日着工、六月三十日竣工の予定。

入居競争率は七倍

市営住宅の建設は、別項のとおり、近く完成するが、この市営住宅の入居申込みは、五月九日〆切つたが、申込者は全部で約二百名、これに対して住宅は第一種木造住宅七戸、第二種木造住宅十戸、第一種簡易耐火住宅十二戸の二十九戸で約七倍の競争率である。なお、入居者の決定は月末になる予定。

小合、満日、阿賀 小増築工事

小合西小学校増築工事は、木造瓦葺平家建、二教室五十一坪六、渡廊下六坪、北本建設KK請負で三月二十八日着工、六月三十日竣工予定。

満日小学校増築工事は木造亜鉛引瓦棒葺平家建二教室五十坪、渡廊下九坪、義和田春松請負で、三月二十八日着工、六月三十日竣工予定。

阿賀小学校増築工事は木造亜鉛引瓦棒葺平家建二教室五十坪、渡廊下六坪、馬場工務店請負で、四月二十四日着工、七月中旬竣工の予定。

みんなで伝染病を防ごう

すでに二十三名が発病、疫痢は悪性

予防接種 僅か市民の半数で心配

夏に最も流行するおそろしい赤痢、疫痢が、冬でも各地区で散発し本年に入り当市ではすでに二十三名も発生、内二名のぎせい者が出ており、ことしは伝染病が多発するのではないかとも考えられしかも疫痢は悪性とみられている。

昭和二十三年に世界初の「予防接種法」が制定されてから、予防接種の方法がない赤痢や疫痢をのぞいて外の病気は急速に減少してきたが、まだまだ伝染病はなくなつていない。これは予防注射が完全に受けられていないからである。それに予防接種の注射率が、年々低下して行く傾向にあり先月から今月にかけて、地区毎に実施してきた腸チフス、パラチフスの予防注射を受けた者は市民の半数にも達していない。これは、各種の伝染病がこれから最も多発する時期であるので市民衛生の上から非常に憂慮されている。

これから六月には結核関係のツベルクリン反応接種、BCG接種、七月から八月にかけて、ジフテリヤの予防接種、九月乃至十月頃には百日咳の予防接種などが集団で行われることになつているが、病気と災難はいつくるかわからないという諺どおり、病気には誰がかかるかわからないのであるから、今後の予防接種には、全部の市民が進んで受けられるよう心掛けると同時に、腸チフス、パラチフスの予防接種を受けなかつた人は特にこれから飲食物などに充分注意し、若し不幸下痢や発熱などのあつた場合、早期に医師の診断を受けられるよう望んでいる。

千谷澤（刈羽）大火に慰問品

温いあなたの同情で

五月五日刈羽郡千谷沢村の大火は一瞬にして十四戸を全焼八十三名の罹災者を出したのであるが時に火災発生は夜半なので罹災者の大部分は殆んど家財を持出すいとまなく、漸やく身を以て逃げたため、被害も極めて甚大であるので、日赤中越地区（長岡市中越支庁内）において、罹災者救援のため広く県民に呼びかけ温い慰問品を送ることになつたから、当市でも日赤新津地区として次の慰問金品の取次をすることになつたので、市民の温かい同情をもつて是非協力を願つてやまない。

一、義捐金品　義捐金、衣類、日用品類

二、取次場所　市役所厚生課内日赤新津地区内

未帰還昆さんら比島で爆死（公報）

次の未帰還者は昭和二十年六月十四日（時刻不明）比島、ミンダナオ島タモガン山中で爆死（認定）された旨三十日付新潟県知事から公報があつた。

昆ラク　昆隆代　昆真紀子

なお留守宅は大安寺、昆清一郎氏である。

入居者が待つてる、それ急げと大車輪の市営住宅工事

登録事務所の設計書を

建築規則一部改正

建築基準法施行規則の一部が改正になり、今後家屋を建てるとき（新築、増築、改築、移築など）の確認申請の手続きが変つた。

それは次に当る場合に、建築事務所の登録をしている建築士の設計書（建築事務所の所在地、登録番号、建築士資格番号署名、捺印などが必要）をつけなければならないというもので、その外は従来と変りなく、また該当坪数以下の場合の手続きも従来と変りはない。わからない点は市役所工務課、又は土木出張所の建築係に照会願いたい。

一、都市計画用途地域内（磐越線と信越線にはさまれた区域）に延坪十五坪以上の家屋を建てる場合。

二、前号以外の旧新津の地域に延坪三十坪以上の家屋を建てる場合。

三、旧金津、小合の地域に延坪四十五坪以上の家屋を建てる場合。

なお、市内にある建築事務所は次のとおり。

○一級

株式会社鈴木組一級建築士事務所（一之町）

木下組建築事務所（西諏訪道）

北本一級建築士設計事務所（中沢）

○二級

横山建築士事務所（栄町）

三星建築士事務所（山谷）

第二次自衛官募集 6月15日まで

本年度第二次自衛官募集が、次のとおり実施されることになつた。

募集期間は、五月十日から六月十五日まで、応募資格は、昭和六年九月二日から昭和十三年九月一日の間に生れた者（九月一日現在十八才以上二十五才未満）で、中学校卒業程度の学力を有し、身体強健である者。

なお、詳細は市役所総務課に照会のこと。

国民金融公庫 更生資金は一世帯三万円

国民金融公庫では零細商工業者に対し低利で更生資金を、次のとおり店舗の改築、物資の購入資金等に貸付しているので希望者は毎月十五日までに市厚生課に相談願いたい。

一、貸付対象

1　更生資金の貸付を受けることにより生業の途を開き得る者。

2　生業の見込確実な事業計画を有する者

二、貸付金額

1　一世帯につき三万円以内

2　貸付期間　三十カ月以内

3　返済方法　月賦返済とする

4　利子　月利五厘

5　保証人　市内居住者で確実な保証人一名以上を付すること

（厚生課）

新国保運営委員決る

市の国民健康保険運営協議会の新委員が次の通り委嘱された。

一、公益を代表する委員（五名）

杵鞭源三郎（市議、農　七日町）小出源吉（市議　医師　新町）吉田寅一（市議　農　朝日）諸橋真次（市議　国鉄職員　西金沢）石井良一（国鉄職員　旭町）

二、医師又は歯科医師を代表する委員（五名）

吉川重虎（医師　停車場通）奥田省三（歯科医　四ノ町）山田正夫（医師　新町）椎平豊三郎（医師　四ノ町）三村武夫（歯科医　三ノ町）

三、被保険者を代表する委員（五名）

神田春一（商業　停車場通）弦巻勇（二小校長　新町）五十嵐茂太（市議　農　出戸）井越治三郎（農委　農　中野）石山彦二郎（郵便局長　中村）

（保険課）

モチ米を特配 四月から十月まで

＝一人に一・五キロを＝

政府では、今回手持ちのモチ米約六万トンを特配することになつた。これは一般消費者に対しては運帳差引を行わず、四月以降十月まで毎月一人当一、五キロの範囲内で特配される。

手続は各家庭が登録している主食登録店に直接申込めばよい。

ねだん、その他は次のとおり

△特配量

毎月市長の指示する数量（一人当一、五キロの範囲内の数量を毎月主食登録店に掲示する）

△価格

モチ米（内地米）十キロ当り八百四十五円（一升当約百二十円）

△購入先　各主食登録店

内地米三日分

希望配給米の増配

今まで希望配給は毎月内地米一日外米二日分を行つていたが四月分から内地米三日分、外米一人当五キロを配給することになつたので希望者は登録店から配給を受けてほしい。

なお今回の措置は内地米の希望配給日数を増加すると共に、外米の配給量の制限を廃し、消費者が希望する数量を買い受け得るようにし、また価格も従前より引下げて（一升当約九十円）米穀需給の緩和を図つたもので、最近の輸入外米の質の向上とも考え合せ一層の利用を望んでいる。

△配給量

内地米　三日分

外米　一人当五キロ

五キロ以上希望の場合は、市役所へ通帳を提示し増配をうけることが出来る。

△価格（十キロ当）

内地米　八四五円

外米（並級　五八〇円　上級　六三〇円）

本県は上級外米のみ配給される。

△購入先　各主食登録店

赤十字募金運動 五月三十一日まで

あなたの格別な御協力をお願いします。この募金により同胞の引揚や災害援護などの赤十字運動が活発に行われます。